

平成 24 年 第 7 回 定例

摂津市教育委員会会議録

開催日時 平成 24 年 7 月 18 日 (水) 午後 1 時 30 分開会

午後 3 時 40 分閉会

開催場所 摂津市役所本館 3 階 301 会議室

付議事件

議案番号	件 名	審議結果
31	「教育委員会事務局職員の人事異動の件」	承認
32	「摂津市民図書館等協議会委員委嘱の件」	承認
33	「平成 25 年度使用学校教育法附則第 9 条関係教科用図書、平成 25 年度使用摂津市立義務教育諸学校教科用図書採択の件」	承認

出席者

委 員 長	大 矢 優 子	次世代育成部次長		子育て支援課長代理	高 田 邦 明
委員長職務代理者	福 元 実	兼教育センター所長	前 馬 晋 策	教育政策課長代理	野 本 憲 宏
委 員	溝 口 重 雄	生涯学習部次長		こども教育課長代理	橋 本 登 喜 子
委 員	原 田 正 文	兼文化スポーツ課長	布 川 博	生涯学習課長代理	
教 育 長	和 島 剛	総 務 課 長	岩 見 賢 一 郎	兼安威川公民館長	辻 稔 秀
教育次長兼		子育て支援課長	木 下 伸 記	総 務 課 長 代 理	安 田 信 吾
次世代育成部長	馬 場 博	教 育 政 策 課 長	若 狭 孝 太 郎	総 務 課 総 務 係 員	関 本 敏 晴
教育総務部長	登 阪 弘	教 育 推 進 課 長	撰 田 裕 美		
生涯学習部長	宮 部 善 隆	こ だ も 教 育 課 長	小 林 寿 弘		
		児 童 相 談 課 長	北 橋 ひとみ		
		生 涯 学 習 課 長	柳 瀬 哲 宏		

委員長

ただいまから、平成24年第7回教育委員会定例会を開催いたします。本日の署名委員は溝口委員です。よろしくお願いいたします。

本日の付議案件は議案第31号から第33号まで3件でございます。そして、本日も第二部としまして、不登校問題、特にいじめの問題に対してお話ができたらと思っています。皆様ご協力よろしくお願いいたします。

それでは、まず議案第31号「教育委員会事務局職員の人事異動の件」について総務課長よりお願いします。

総務課長

議案第31号「教育委員会事務局職員の人事異動の件」について別紙のとおり臨時代理しましたので、報告し承認を求めるとでございます。

【以下議案書、参考資料等により説明あり】

委員長

説明が終わりました。何かご質問やご意見はございませんでしょうか。

質問がありませんので、議案第31号「教育委員会事務局職員の人事異動の件」については、承認致します。

続きまして、議案第32号「摂津市民図書館等協議会委員委嘱の件」について、生涯学習課長より説明をお願いします。

生涯学習課長

議案第32号「摂津市民図書館等協議会委員委嘱の件」について承認を求めるとでございます。

【以下議案書、参考資料等により説明あり】

委員長

何かご質問・ご意見はございませんでしょうか。

溝口委員

人事の関係については承認致しますが、関連して二点だけ質問しておきたいと思います。

一点目は、いわゆる直営でやっておった図書館を一部、三セク方式で、数年前からやっておられると思います。こういう方式は図書館だけではなく、他のセクターでもやっておられるかと思っています。直営・官営・官設につきましては、メリット・デメリットはいろいろあるかと思っています。この方式にあえて切り替えられたというこ

とは、それなりのメリットを求めてのことだと思います。そこで、今現在翻って、このセクター方式でやっておられる方式の評価と言いますか、その辺りはどのようなことになっておられるのかということをお尋ねしたいと思います。

もう一点は、Tというイニシャルの本屋さんが、いわゆる図書館経営を手掛けるということで、新聞・テレビ等の報道があったかと思えます。なぜ関心を持っているかと申しますと、これを採用しようとしてる市の市長が、かつて三島の或る土地でやっておられて、田舎へ帰って今市長をやっておられるわけですが、この方がいわゆるT方式をもってその会社のやり方を取り入れて図書館運営をやろうということです。中身はわかりませんが、一言で言えば、開館の時間でも直営であればかなり窮屈な状況になっていると思いますので、幅を持たせるべきであったり、空間利用にしても従前の図書館と違って、文化性と言いますか、そういうものも高度に追求していった図書館運営のように報道されていました。こういったことも今後研究される必要があるのではないかと思います。以上二点です。お願いします。

生涯学習課長

図書館の指定管理者制度でございますが、移行した際のメリット等を説明させていただきます。平成23年度より本市におきましては、それまでの直営方式から指定管理者制度に移行しまして、図書館を運営委託する形で指定管理者の方に委託しているわけですが、それまでと変わった点でございますが、やはり大きな点で言いますと開館時間がそれまでと比べ非常に大きく延長されております。もう一点でございますが、それまで書籍の棚卸しのために長期休館をしておりましたが、指定管理者制度に移行してからは長期休館することなく、棚卸しができるということで、市民の方々の利便性向上につながっているのではないかと考えております。また、それまで直営でやっておりましたので、様々なイベントや催し等をやっておりましたが、やはり民間経営の手法に基づきましたノウハウを生かしたイベントや企画等、我々が直営でやっていた時よりも多くのイベントをしていただくことができると聞いておりますので、非常にメリットがあるものだと考えております。

続きまして、二点目のご質問でございますが、九州のとある自治体の大手書籍店の図書館経営導入につきまして、お答えさせていただきますが、こちらは非常に有名なレンタルショップを手掛けておられます会社が自治体と提携しまして図書館経営をするというこ

とが報道されております。我々も分析しております、一番大きなメリットはポイント制度でありまして、この会社は非常に広範囲に利用されておりますポイントカードがございまして、そちらの方を図書館での貸出カードとしても利用できるということで、両者のメリットが一致した形での提携だというように認識しております。これに関しましては、非常に先進的な取り組みであります、個人情報等の問題もございしますので、一概にすぐ導入ということには行かないと思っておりますが、今後の図書館経営におきましては、従来の概念をある意味覆すような形で民間経営の考え方を取り入れた形での図書館運営も必要になってきていると考えておりますので、今後とも先進事例を常に研究させていただきながら、より効率的で、市民サービスの高い、より良い図書館運営を考えていきたいと思っております。

委員長

他にはご質問・ご意見はありますでしょうか。ご質問・ご意見がございませんので、議案第32号「摂津市民図書館等協議会委員委嘱の件」については承認させていただきます。

続いて、議案第33号「平成25年度使用学校教育法附則第9条関係教科用図書、平成25年度使用摂津市立義務教育諸学校教科用図書採択の件」について、教育推進課長より説明をお願いいたします。

教育推進課長

議案第33号「平成25年度使用学校教育法附則第9条関係教科用図書、平成25年度使用摂津市立義務教育諸学校教科用図書採択の件」について、別紙のとおり採択したいので承認を求めるものでございます。

【以下議案書、参考資料等により説明あり】

委員長

説明が終わりました。何かご意見・ご質問はございますか。よろしいでしょうか。それでは、議案第33号「平成25年度使用学校教育法附則第9条関係教科用図書、平成25年度使用摂津市立義務教育諸学校教科用図書採択の件」については、承認致します。次に、報告事項としまして、事業実施に伴う奨励援助の件について、総務課長より報告をお願いいたします。

総務課長

[事業実施に伴う奨励援助の件について説明あり]

委員長

何かご質問はございませんでしょうか。無いようですので、続いてその他の案件につきまして、(1)平成24年度6月までの問題行動等件数について、教育政策課長より説明をお願いします。

教育政策課長

まず、資料2でございますが、小学校の生徒間暴力行為が6月に2件発生した資料をお配りしておりましたが、間違いに気づきまして今差し替えをさせていただきました。申し訳ございませんでした。

[以下、平成24年度6月までの問題行動等件数について報告あり]

委員長

説明が終わりましたが、この件につきまして、何かご意見・ご質問はございませんでしょうか。いじめそのものにつきましては、参考資料をいただいておりますので、第二部で全体的な事をお話できたらと思っています。個別の件につきまして、何かご意見等がありましたらお願いします。

溝口委員

6月15日に前回の定例会があったわけですが、この事案はいつあったのかということと、児童の教師への報告、これは今回初めてなのかどうかということです。些細な件も含めて、6年間あったと報告されております。つまり、被害者については、事の大小は別にしまして、期間的には6年間続いているということですので、教師への報告は初めてであったのかということをお聞きしたいと思います。それから二点目は、Aからのヒアリングはどうであったのかということについてです。三点目は、こういった事案が発生しましたら、当該校におきまして、いわゆる不登校・いじめ等委員会に報告をされ、検討・協議をされるという流れになっております。その議事録の提出を求めたいと思います。以上、三点についてお願いします。

教育政策課長

発生は7月6日(金)でございます。ご質問でございますが、Aが教育委員会での問題行動等件数報告に過去、報告対象としてあがったかどうかについては現時点では確認が取れておりません。

Aのヒアリングを含めたアンケート調査のAの回答でございますが、これについても、個別具体的な回答内容については現時点では把握できておりません。

議事録につきましては、確認できておりませんが、当該の小学校

に確認したいと思っております。

溝口委員

私がお尋ねしておるような内容というのは、いわゆるいじめ・不登校対策委員会で疑問視して当たり前のことだと思います。そういうことが、協議の対象・議題にも上らないというのは、いじめ・不登校対策委員会は教育委員会が期待しているような機能を果たしていないのではないかとと言っても過言ではないかと思っております。それすら、確認をしていない、調べもしていない、聞きもしていないということですよ。それなら、どんな議論をされたのですか。この報告は誰が作ったのですか。具体的事案1件、A小学校とありますが、A小学校の校長先生ですか。

教育政策課長

責任者については校長でございますが、記載したのは小学校の首席でございます。当然、いじめ・不登校対策委員会にも所属しております。

溝口委員

非常に表現が難しいのですが、この子どもさんは、訴える能力は期待できるわけですか。

教育政策課長

Aについては、嫌なこと・困ったことにおいては、自分から伝えることができる児童だということは聞いております。

溝口委員

そういった訴える能力は十分あるということではあるけれども、いわゆる特別支援対象児童であるということは間違いないわけですね。

教育政策課長

そういった報告は聞いておりません。

溝口委員

いずれにしても、6年間、事の大小はあるにしても、こういう状態にあったということは、被害者においては相当我慢強いと言いますか、その他に昇華できる場面があったのかと思います。この程度と言え、語弊がありますけれども、この程度で終わったのは不幸中の幸いかとは思っていますが、やはりひとつ間違えますと大変なことになるわけですから、繰り返しますけれどもこの検討委員会というのは我々が期待している機能をもっと果たしていただきたいと、これは要望しておきたいと思っております。

委員長

この件につきまして、他に何かございますか。

委員長職務代理者

この報告ですけれども、これは学校から挙がってきた報告がそのまま載っているわけですね。これ以外に、こういった報告が挙がってきたことを受けて、事務局がさらに聞き取りなり校長先生から直接お話をされたとか、ここには書いておりませんが、何かそういったことはあるのでしょうか。

教育政策課長

いじめ事案につきましては、報告は担当者が作成する場合もございますので、必ず教育政策課の担当指導主事から校長・教頭への連絡を行います。その上で、チェックポイントを基に確認し、内容によれば学校へ訪問してヒアリングを行い、詳細を確認しております。

委員長

私の方から質問致しますが、チェックポイントというのは、例えばどんな対策をしたとか、そういうことについてでしょうか。どんなチェックポイントがあるのでしょうか。お教えいただけますか。

教育政策課長

事案が発覚した時に、どのような指導を誰に行ったか、アンケートをその後実施したか等、聞き取りと事後の指導を含めて把握できるためのものがございます。

委員長

この件につきまして、他に何か質問等はございませんでしょうか。無いようですので、続いて、その他（２）平成２４年度教育委員学校園所訪問について、教育政策課長より報告をお願いいたします。

教育政策課長

[資料に基づき、平成２４年度教育委員学校園所訪問について報告あり]

委員長

５日間に渡っての学校訪問でしたが、何か感想等がありましたらお願いしたいと思います。あるいは、学校訪問の仕方についてのご意見等がございましたらお願いしたいと思います。

皆さん特に無いようですので、私から感想を申し上げます。毎年学校訪問、幼稚園あるいは保育所訪問については、楽しくさせていただいております。去年は子育て支援センター等、保育所も入りましたので、いろいろと驚くところがたくさんあったのですが、今年

は例えば小学校にしても、中学校にしても、私は2期目に入っているわけですから2回目・3回目に拝見させていただくところもありまして、その時によって学校って雰囲気が変わるものだといろいろ感じる場所がありました。例えば子どもさんが卒業してしまってまた新しい子どもさんが入ってこられたこともあるでしょうし、学校の体制も変わっていることもあるでしょうし。また、学校が良くなったらどうして良くなったのかとか、そういうことをもっと検証していったらどうかという委員の意見もありましたので、今後その意見を役に立てていただけたらと思いました。

原田委員

私は、第四中学校と味生小学校を見せていただきました。第四中学校は非常に落ち着いていて、これは保健室の先生方との勉強会でもそういう声を聞いておりましたが、見に行っても実際そういう印象でした。その要因として、味生小学校の取り組みが良くて、第四中学校も落ち着いたという意見もあって、味生小学校の授業を見せていただいたのですが、1時間程度なので詳細を見たわけではありませんが、なかなかすごいと私は感心しました。教員のまとまりと言いますか、例えばクラス討論を見ましても、2クラスでやっておられましたが、両方の担任とも上手にファシリテーションをしまして、従来のクラス討論という雰囲気とは違って随分新しい取り組みをしておられるなど非常に感心しました。

委員長

ありがとうございます。それでは教育長お願いします。

教育長

7月5日に大阪府教育委員会の中西教育長と市町村教育室長、それから5～6人の指導主事の方に味生小学校と第二中学校を視察していただきました。味生小学校では、「文ジュール」という授業について非常に感心されておられました。非常に面白い授業をしているということで、評価をしていただきました。第二中学校につきましても、非常に落ち着いた学校だということで、特にNCP、二中チェンジプロジェクトという学校づくりの柱について説明し、評価をいただきました。これら二つの学校はいずれも学校づくりの柱をしっかり持っており、学校づくりが進んでいるという印象を私は持っております。紹介だけさせていただきました。

委員長

それでは、柱をしっかり持つためには、何が必要なのかということなのですが。

教育長

私は、教職員の評価・育成システムという制度がずっと続いておりますけれども、そこでは校長先生の面接を毎年やります。春に今年一年の目標設定として、校長先生は自分の学校をどういう教育目標・ビジョンを持ってどういう学校にしていくかを聞くわけですが、その時にしっかり自分の考え方を出して、教職員に伝えていく、教職員はそのことを理解して共有している学校というのは学校力が高まっていつているなどと思っています。第二中学校の校長先生も言っておられましたけれども、NCPがちょうど3年経ちます。初年度当時は福元職務代理が学校長としてスタートの際に関わられておりましたが、学校づくりが進んでいる他県の学校へ視察に行くということが必要だという考えから、第二中学校の場合は、舞鶴の白糸中学校へ視察に行きました。1年目は10数人の先生方が行かれて、2年目は30人近い先生が見に行かれ、夜まで合宿しているりと勉強して帰ってきてられています。校長先生を中心にして、教職員がそういう気持ちを揃えるということが非常に大事なことだと思います。個々の先生は力を持っているのですが、まだまだまとまっていないと思いますので、難しいところもあります。ですから、学校づくりはどんな学校を目指すのか、どんな子ども達を育てていくのかといったことをしっかりと示すということが、一番大事だと私は思っています。

委員長

福元職務代理は何かございますか。

委員長職務代理者

やはり、職員が何に困っているかとか、個々の学校をどうしたいかという時に、校長先生だけがこうしたいと思って進めようとしても、職員との意識なりの乖離が出てくると上手くいかないと思います。評価・育成システムも校長が職員と面談するわけですから、その時に職員がどういうことに困っている、あるいはどういうビジョンを持っているかということを引き上げていくことを丁寧にやっておくと、職員の立場に立った変革・改革に着手できると思うわけです。そこをやっておかないと、管理職の思いだけで校長・教頭だけではいけないので、そこが大事だと思います。評価・育成システムが入ったことで、今までと違い全員とそういう面談の場を設ける機会があるわけですから活用されるべきだと思います。

委員長

職員会議の場で何かをするというよりは、個々に意見を吸い上げていった方が良いということですか。

委員長職務代理者	<p>まずそこで、必要とされるもの、何を望んでいるかといったニーズを吸い上げるということです。あとは、どう組織を作るかというのは何人かのスタッフを集めて、プロジェクトチームを作るとか、いろんな方法があると思いますが、それぞれ学校によって違うと思いますが、何に向かって進むかということをやはり先生方が何に困っているかということを知ることだと思います。</p>
委員長	<p>例えば、学級経営についても生徒それぞれが何に困っているかを先生が知るといったことと同じようなことですか。</p>
委員長職務代理者	<p>同じことが言えると思います。今、第二中学校では6月頃から教育相談週間と言うのでしょうか、担任の先生と生徒が全員面談するような期間を10日間程取ってやっておられるかなと思います。そこで、子どもと担任との個別な対話があるので、担任としては子どものことを理解できるのでそういうチャンスを作っておられます。</p>
委員長	<p>この件で他にご質問等はございませんでしょうか。無ければ、学校訪問の件については以上とさせていただきます。</p> <p>続いて、(3) 平成24年度摂津市シュアスタート確認調査結果概要について、教育政策課長より報告をお願いします。</p>
教育政策課長	<p>[資料に基づき、平成24年度摂津市シュアスタート確認調査結果概要について報告あり]</p>
委員長	<p>この件につきまして何かご質問・ご意見はありますでしょうか。</p>
溝口委員	<p>概要報告なので、詳細は後日あろうかと思いますが、ここには府下状況は無いわけです。ただ本市だけではなく、もちろん他市もやっであろうかと思いますが、他市の状況は集めようがないのでしょうか。それからもう一点、質問紙の調査項目ですけれども、これは全部でどの程度の質問があったのでしょうか。表の右にある一番大きい数字は右上の42となっています。この程度の質問があって、今回は概要なのでこのようにピックアップされて、おまとめになったのかどうかについて質問したいと思います。</p>
教育政策課長	<p>資料が手元にございませんで、正確な質問数が把握できておりません。</p>

委員長 私から質問なのですが、この結果につきましては、例えば2年生の保護者に学校側からの説明会等はございませんでしょうか。

教育政策課長 これに特化した説明会は、去年は実施しておりません。今年度もシユアスタート確認調査について各校で2年生対象の説明会を実施する指導もしておりませんが、結果につきましては個人宛にすべて返却しますので、例えば学期末の懇談等であったりタイミングを見て、個人については説明が必要かと考えております。

委員長 例えば、クラス懇談の時とかに先生が、こういう結果があつて、ここがちょっと弱かったですねといった説明はされる予定はあるのでしょうか。

教育政策課長 この結果について、2年生の学級懇談等で触れることは必要だと考えておりますので、委員長のご指摘を受けまして各校で学級懇談等を利用して結果の概要・学力の状況等についての説明をするよう連絡したいと思います。

委員長 もう一つ、成績の分布のところで非常に学力の苦しい子どもが居るのが確かなので、その子どもたちが支援学級であればフォローされていると思うのですが、支援学級ではない、通級学級でもない、クラスでちょっと学力に苦しむ子が居るのではないかと思います。学校の方から個別に保護者なり、本人なりに何かお話をしたり何か手だてをされたりすることはあるのでしょうか。

教育政策課長 こういった学力調査だけではなく、学校内でのテストについても状況が悪い児童については、当然その内容について、いわゆる通知表以外にも直接担任の方から連絡する、あるいは学力状況の詳細を伝えるということは通常行われていると考えております。

委員長 この件については以上とさせていただきます。
続きまして、(4) 通学区域変更に伴う説明会について、子育て支援課長より報告をお願いします。

子育て支援課長 [通学区域変更に伴う説明会について、報告あり]

委員長

この件につきまして、何かご質問はございますか。無いようですので、次に移りたいと思います。

それでは、(5) 中学校給食実施に向けた説明会について、総務課長よりお願いします。

総務課長

[中学校給食実施に向けた説明会について報告あり]

委員長

何かご意見・ご質問はございますか。

委員長

給食はやはり保護者の関心が高い事項でして、給食と言えば皆さん小学校と同じ給食と思っておられる方が多くて、それと違ってデリバリー方式という、それはいろいろ噂で聞くものじゃないかということです。説明会に私も出させていただきましたが、ちゃんと教育委員会の方で献立を作って、添加物も入っていない安心できるものにします、というようなその辺りの情報があまり無いものですから、保護者の方でいろいろと混乱もあります。引き続き説明会をしていただくことが必要だと思います。アンケートを実施してほしいという件ですが、これから学校も保護者の意見を反映させようと思いましたが、アンケートは避けて通れないのではないかと思います。アンケートをしないで、これに決まりましたとなってしまうと、反発も強いと思いますので、いろんな人の意見を聞いて、その上でいろんなことを検討して決めていけたらと思います。

教育長

中学校給食については、市内部でもかなり議論しまして、弁当の持つ効用等いろんな考え方がありますが、その中でデリバリー方式の選択制ということになりました。説明会には資料にありますように、参加者の内訳を見ましたら、小学生保護者が39名、中学生保護者が2名だけ、小中学生保護者が5名という状況で、その他が36名おられます。私が思いますのは、学校内でPTA運営委員会とかいろんなところで、もうちょっと細かい問題、例えばアレルギーの問題、栄養バランス・献立の問題等について、デリバリー方式の選択制はこういうものだということを理解してもらえるために保護者を対象にさらに説明会を開く必要があると事務局とも話をしています。外ではいろんな方が来られますので、その方々の意見が多くて、保護者の方の意見があまり言えてないような部分もあると聞いていますので、保護者の方を対象にして説明会を実施して、当事者の意見を聴くように今後はしていっていいと思います。それ

と、アンケートの問題については、どういう形でやっていくのが良いのか、意見を聞くということは非常に大事だと思いますので、それも検討したいと思います。こういうデリバリー方式の選択制に決めた経緯を理解してもらえるように、今後とも丁寧な説明をしていきたいと考えております。

委員長

中学校の元校長先生という立場から、中学校で給食を実施したらどんな問題が起こるとか、やはり給食をした方が良いのではないかなというようなご意見をいただきたいのですが。

委員長職務代理者

私は、給食で良いと思っています。私が見ていた中で言いますと、ものすごく偏りのあるお子さんもいらっしゃるわけです。保護者からお金をもらって毎日同じものを食べていたりしているのをよく見ました。中には保護者からもらうお金を小遣いのために、浮かしているような子も居たりしました。その点から言いますと、私は給食の方が良いと思います。後でお聞きしようと思っていたのですが、子どもたちは配膳なりについては小学校で経験があるので、できると思うのですが、例えば学校訪問に行くと、教室を見ましたら40人近い学級がありましたが、ほとんどスペースが無くて、教室内もいっぱいいっぱいになっている中で給食を食べるというのは、そういう学級では非常に大変かという気はしました。それとあと、中学校の先生方に対しては、このことについてどの程度説明されているのかと思います。やはり給食指導に先生方が入られるわけですが、そこはどうかという気がしています。

委員長

事務局の方でも元中学校の先生がいらっしゃると思うのですが、撰田課長も第二中学校に居られて、やはり偏りのあるお子さんが多かったのでしょうか。いかがでしょうか。

教育推進課長

はい。お金をもらってきても食べないとか、ジュースや菓子パンだけで済ましてしまい、お菓子の様な感覚に近いもので単なる空腹を満たすといった分だけでしか食事が摂れていない子どもも多くおりました。指導をする現場においては課題があるかと思いません。

委員長

給食がデリバリー方式にしても始まれば、そういう子達はやはりちゃんとそれを食べることができるのでしょうか。それとも、選択

制だからやはり食べないということもあるのではないかと心配があるのですが、その辺りはどうお考えなのでしょうか。

教育長

説明会のときに、喫食率を30%に目標としているというのは7～8割の子ども達が弁当を持参していると説明していますよね。今この話を聞いておきますと、コンビニで弁当や菓子パンを買ってきたりいろんなケースがあると思いますが、実際に事務局ではどの程度考えているのかを教えてくださいたいと思います。それと、デリバリー方式の給食は、前日のある時間までに注文を出すわけですが、保護者の方にはどのように説明してるのか、給食費の徴収等の問題も含めて、事務局から今説明できることがあれば説明してもらいたいと思います。

総務課長

デリバリー方式の選択制を取り入れられている府内の市町村からお聞きしますと、注文方式に関しましては1ヵ月前から注文されていて、茨木市の場合については、前日の8時まで注文を受けられるということで、キャンセルも同時間までという方法を取っておられました。ご家庭で、パソコンを使って注文ができますので、メニューが画面上に出て参りますので、保護者の方と子どもさんと一緒にその日のメニューを見て注文するかどうかを考えていただけるものでした。選択制を選択されている多くの方が、前もって1食当たりの給食費を振り込むということで、コンビニでも納付が可能で、10～20食を先に前払いをされておって、それで注文をされておられるという方が多くなっているようです。ですから、先程ありましたように、保護者の方からもらったお金を昼食に使わず、小遣いに回してしまうというようなことは無くなるのではないかと考えております。

委員長

選択制にしますと、保護者がちゃんと申し込んでくれたら、コンビニで買っていたお子さんは、ちゃんとしたおいしい栄養バランスが取れた給食を食べれますが、もし子どもがそこで保護者に頼まないでほしいと言って、お金をちょうだいと言うような子どもが中学校では出てくると思うのです。そういう意味では、なかなか皆にというのは、選択制にしている限り難しい面があるのではないかとというのが正直な感想です。

教育長

皆さんご意見はあるかと思いますが、家庭の教育というのがまず先の問題だと思います。子どもが好きなものを食べるからと言って弁当がほしいということは、やはり保護者として子どもに教えていけないといけない問題であるだろうと、私は考えます。そこまでなかなか踏み込めない部分もあり、むしろ家庭の問題ではないかと思えます。それと、よく聞くのは、中学校では給食指導が大変だということです。小学生でしたら、指導するとすぐ動いてくれますが、中学生になりますとその辺が難しい面があるということをよく聞きます。その辺り、中学校現場を見ていて福元職務代理はどうでしたか。

委員長職務代理者

私は、ちょっと勘違いしていたのですが、自校方式の小学校のような形の給食を中学校でやるとしたら、これは大変だと思い先程は申し上げたわけですが、この資料の写真を見せていただくと、先生が大変ということについては、中学校で給食指導に慣れていない先生方が指導に当たるということであっても、こういう形で提供されるとしたら、そんなに問題はないのではないかと思います。

委員長

先生のご負担を考えますと、配膳するというと給食指導が大変だということですか。

委員長職務代理者

写真を見せていただくとこういうワンセットで届くわけですよ。配膳室で配膳をして具材を盛ったりということはないですから、できるのではないかと思います。ただ、先生方には早めに伝えておかないと、事前準備ができないと思いますので、その辺りはきちんとしてもらいたいと思います。

委員長

他にご質問はよろしいでしょうか。よろしければ続きまして、各課事業予定及び結果報告について、総務課よりお願いします。

総務課長

[各課事業予定及び結果報告について、説明あり]

委員長

以上で、第一部は、終了いたしました。
次に、教育に関する諸課題「不登校対策について」引き続き話し合いたいと思います。次世代育成部次長よりお願いします。

次世代育成部次長

前回と前々回、教育に関する諸課題について意見交換を皆様にしていただきました。そのテーマとして不登校に関わって、様々な角度からご意見を賜りました。前回、小学校・中学校において、特に取り組んでいる学校等の状況を報告してほしいという要望を頂戴しましたので、A小学校とB中学校、2校の取り組みについて、簡単ではございますが資料を付けさせていただきました。もう一つの資料と致しまして、いじめへの対応・未然防止の取り組みについて現在、大津市のいじめ自殺問題が様々な形で報道されておるところでございます。不登校の問題と、いじめの問題というものは、いじめが原因で不登校になる場合、不登校の子どもが学校復帰した場合にいじめが発生してしまうようなケースなど、いじめと不登校の問題は大きく関わりがある問題だと我々も捉えております。そこで、今回本市における小・中学校のいじめの状況、いじめ対応のための校内体制、あるいは、いじめの日常的な把握のための方法、こういったことについてもまとめさせていただきました。資料をもとに意見交換を宜しくお願い致します。

委員長

以上で説明が終わりました。何かございますか。

教育長

特に不登校の問題は、その解決のためにどういう方法があるかと言った場合に、前回の委員会で職務代理が先進的に取り組んでいる学校の事例を皆さんが知って、それを参考にして各学校でやったら良いのではないかというお話をされまして、今回A小学校とB中学校の細かい指導についてを挙げております。これらの学校については、不登校について一定の成果を上げてきているのだと思いますが、数字を見ましても、A小学校では8人居たのが1人になったということですし、B中学校も数としては多いですけども、ここ3年間は減少してきています。あと、このことを他の学校にどのようにして知らしめていくのかということ、やはり研修会等の場が必要かと思えます。各学校の担当の先生方を集めて、うちの学校ではこんなことをしてるというようなことを紹介いただくことかと思えます。第二中学校では白糸中学校の方に昨年・一昨年と2回訪問しています。成果を上げているよその学校を見てきたり、各校の校長がいろんな冊子や報告書等を読んで情報収集したり、A小学校・B中学校においても、いろんな取り組みをされております。そのように先進校の実践に学ぶことが一つの方法かと私は感じておりますが、職務代理はいかがお考えですか。

委員長職務代理者

やはり成功体験と言いますか、成功例を共有するためには研修会が必要だと思います。各校には不登校対策委員会がありますよね。そのようにして、集まっていただいて研究するというのが一番早いのではないですか。それとか、担当の方が各学校から1～2名ずつ集まられて、市内の学校同士で見ると、なかなか身内を見るところというようにあると、見方がちょっと甘くなるようなことがあると思いますので、そうではない他市あるいは他府県、近隣で成果が上がったところへ視察に行かれるようなこともあっても良いのではないかと思います。

教育長

もう一点、小中連携について、小中一貫教育推進協議会があります。その中で中学校区ごとの連携というものは進んでいますか。事務局でわかるでしょうか。

次世代育成部次長

中学校区ごとの取り組みについては、夏の中学校区での研修等でも生徒指導等の部会を作って、情報交換しているところもございます。児童相談課での不登校対応の研修会、あるいは情報交換会については、今夏も予定しておりますが、市全体で行うのも良いのですが、中学校区ごとで課題というのが共有できますから、中学校区で行っていかうというような方向にシフトしているところでございます。詳しい今年の内容については、児童相談課長の方から説明をさせていただきます。それから、不登校の取り組みについての交流なのですが、担当教諭には不登校対応の対策委員会といったものも、加配教員を中心にしながら行っている状況もございます。併せてそれも児童相談課長より説明させていただきます。

児童相談課長

特に効果を上げている学校の取り組みにつきましては、教育センターに配置しております不登校対応の加配教員と、小学校に配置しております不登校対応の専任教員が各学校を回りながら、そういった効果のある取り組みを1学期はいろいろ情報を集めて参りました。小学校に配置しております不登校対応の専任教員は、自校に持ち帰りましてその取り組みを早速取り入れております。そういった中で、7月31日に全体の不登校対応の研修ということで、まず全中学校区、小中学校の不登校対応の担当者及び、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、家庭教育相談員等も集まりまして、中学校区で情報交換をする予定にしております。私どもも中学校区での不登校対応の連絡会を定期的に持ってほしいというこ

とは、常に求めているところですが、学校の授業等を考慮しまして、教育委員会事務局としても、機会の設定を支援していくことが必要かと考えておりました、そうした夏休みの研修等を活用しながら連絡会を持ちたいと思っております。その中で教育センター配置の加配教員と不登校対応の専任教員がこの1学期に効果的な取り組みについて、まとめたものをそれぞれが情報提供して各校の取り組みにつなげていただく予定にしております。また、その後和歌山大学の米澤教授からもご指導をいただきながら、2学期の取り組みにつなげていきたいというように考えております。

教育長

その時に、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、教育センターに配置されておられる専任教員の方が事例を発表されることなのですが、A小学校やB中学校で実際にやっておられる先生方の体験、例えばこんなことをやっていますといった発表の仕方は考えられないのでしょうか。事務局がいくらこんなことがあったと報告をするより、実際にどんなことに困ったり、こんな取り組みをしたが、こういう問題が残っていると、もうちょっとそういった発表があっても良いのではないかと思います。説明し足らなかったところがあれば、説明しておいてください。

児童相談課長

効果を上げている学校につきましては、加配教員が学校に出向きまして数日間、児童生徒支援加配教諭からいろんなアドバイスを受けながら、その取り組みを自校に持ち帰って、取り入れております。その効果のある学校につきましては、今後定期的に不登校対応担当者の連絡会を行っていく予定になっておりますので、その中でご報告いただきながら各校の取り組みに活かしていきたいというように考えております。

委員長

そうすると、特に効果があった学校の先生が皆の前で説明したりということは考えていらっしゃらないということですね。

児童相談課長

全市的な不登校対応の担当者連絡会でご報告いただきながらというように考えております。

溝口委員

まず一点だけ、質しておきたいと思うのですが、先程いじめのあった学校がA小学校という報告をいただきました。今の報告で、先進的な取り組みをしているA小学校についてということになって

おります。以前に、小学校名などというのは個人情報保護条例の対象にならないということで、なぜ名前を出すことに抵抗があるのかという議論をしたことを記憶しております。その時に、私が譲歩してA小学校は、例えば鳥飼小学校だとか、小学校は10校ありますからAから順に設定する、中学校で言えば5校ありますからAからEまでとするというような表を私どもにいただくようにするようになったわけです。そうしますと、A小学校はどこ的小学校か、その表を見ればわかるわけです。そういうことで、私は譲歩したわけです。ところが、今日の報告を聞いておりますと、いじめのあったA小学校と、先進的な取り組みをしておりますA小学校というのはどうも同じようにおおよそ思えないわけです。これを保護化することによって、約束したことが守られていないのではないかと思いますので、それについてはどうでしょうか。

教育政策課長

今回の先進的な取り組みをしている参考資料のA小学校、B中学校については、毎月の問題行動等件数報告のインシヤルの流れには全く沿っておりません。この資料を作成した段階で順番にA・Bとしております。ですので、いじめがあったAという学校と、先進的な取り組みをしているAという学校は全く別の学校であります。

溝口委員

ということは、問題行動等件数の報告の保護化についてはルール通りやっているという理解で良いわけですか。できることなら、その辺りは統一してほしいということを要望としておきたいと思えます。

それで、本来の質問に入りたいと思えます。時あたかも今不登校問題が注目されているわけですがけれども、強い関連のあるいじめが天津でああいうふうに起こっておるといわけです。これは本市においても、やはりもっと掘り下げてやる必要があるという意味合いで一つは、2006年、いじめの第三の波と言われる時に、文科省はいじめの報告定義について見直しがありました。そのことについて、我々委員と事務局との間で共有・共通認識を持っておかないといけないという意味で、その改定のポイントを三点、ご質問します。

教育政策課長

2006年ということは、平成18年ですが、平成18年の調査で、それまでのいじめの定義でありました、三点が改められました。それまでは自分より弱い者に対して一方的に、それから身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、三点目が深刻な苦痛を感じているも

の、以上三点の定義でございましたが、平成18年より新定義では当該児童・生徒が一定の人間関係のある者から心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものとするということです。ですので、当該児童・生徒の訴えでいじめを認知するという確認がなされたと思います。なお、起こった場所は学校の内外を問わないという注釈が付いております。

溝口委員

3分の1についてはお答えいただいたと思いますけれども、つまり継続・反復性、そういった条件は別段整わなくてもいわゆる被害者の深刻な訴えを尊重しなければならないというのが一点目です。二点目は発生件数をカウントするのではなくて、認知件数をカウントするということです。これは大きな違いがあるわけです。単に発生した件数を報告するだけではなくて、検証した上でないと認知はできないわけです。ただ単に事象が発生した、それだけではなしにこれが本当に各立場から評価が異なるいじめについて、事務局が報告するについては、認知をしたものを報告する、つまり検証結果を報告するという意味合いです。それから三点目に重要なことは、つまりアンケート調査を実施しなさいと言われていているわけです。以上三点に渡っての改定が2006年に行われました。今回の教育委員会定例会の次第において、4番目の報告事項の中でそういった報告があるわけですが、アンケート調査について見ますと、小学校5校ですから、1校で2回やっておられるところもあるかもしれませんが、平均的に言えば100%実証されております。ところが、中学校においては、4件です。つまり、平均的に言えば5校あるわけですから、80%、やってないところもあるということです。特に、勘違いがあるかどうかわかりませんが、このアンケート調査は、ここで文科省が言っているのは、事象があったところだけを調査するのではないです。と言うのは、いじめほど発見のしにくい事象なわけですから、全くカウントとして挙がってこなくても、年に1回ぐらいはやっておかないといけないという趣旨なのです。そこで、全くやっていない学校がまだあるということは、私は5年前の改定が現場に下りていないのではないかと先ほどの検討委員会の働きと言い、何かちょっと疑問を感じることもあるわけです。

教育政策課長

実は、平成23年のアンケート調査の実施状況を確認いたしまして、まさに溝口委員のご指摘通りでございまして、事務局が作成いたしました学校園への指示事項でも、いじめについては、最低1回

以上のアンケート調査を実施していただきたいと出しておったところでございますが、小学校では半数、中学校では1校が実施していなかったという状況でございます。アンケートにつきましては、いじめが発生した時は更に深く掘り下げるという意味で、実施するものでございますが、未然防止という観点と、抑止効果と申しますか、調査を行っていることでいじめ行為に走りがちな児童・生徒への抑止効果もあると捉えております。先だつての教頭会で、この状況と特に行事が増えます2学期に1回、それから次年度への申し送り等も含めまして3学期に1回と今後2回の実施をすることを確認いたしました。共通の質問項目を事務局で作成いたしましたので、それに学校独自の質問項目を加えたものを実施する予定でございます。併せて、1学期に発生した学校、それから1学期に友達関係で非常に気になる子どもについては、この夏休み中の水泳指導・部活動指導、もしくは家庭訪問等も含めてもう一度1学期のいじめの状況等を振り返っていただきたい、考慮していただきたい旨も指導したところでございます。

溝口委員

これは、本市の場合でもきっちり一点目に報告されておりますように、つまり先生の発見がきっかけで発覚しているものが、小学校で40%です。60%は本人なり児童なりの申告等によって発見されているわけですから、中学校においても同様です。特に、最近はITいじめ、ネットいじめですが、こういった行動を一般的に目にするわけですが、本市は例外であるとは言えないと思います。いまだかつて、IT関係のいじめの報告には私は接していませんが、そういうことで良いのかと思うのですが、いかがでしょうか。

教育政策課長

平成20年に、いじめではないのですが、メール、掲示板での書き込みによるけんかが中学校で発生した情報モラルについての指導ができないかという相談があった時から、本市の事務局においても特に中学校を中心に、情報モラルの指導、出前授業といった形がありますが、行って参りました。また、全体の小学校5年生から中学3年生の携帯、インターネットの使用状況やトラブルについても調査を行い、全市的に報告会も行っております。トラブルの報告は毎年数件相談に乗ることはございますが、いわゆるネットいじめの報告については現時点ではあがってきておりません。ただ、PTAの研修会でありますとか、懇談会等でもそういった情報モラル関係

の指導は行っておるのですが、なかなかパソコンでは検索できないサイトでありますとか、携帯でしか接続できないといったサイトもございますので、発見が非常に難しいものでございます。ただ、子どもたちに与えるインパクトと言いますか、ダメージと申しますか、現実、面と向かっての嫌がらせ、悪口、机の落書きと違いました、その拡散性や継続性、匿名性といった面では、被害者が受けるダメージはかなり大きいものがございますので、教頭会や校長会等でも注意して見守るように、あるいは情報のアンテナを高くして吸い上げるようお願いをしているところでございます。現時点では報告はあがってきておりません。

委員長

先ほどのお話ですが、アンケートを2学期と3学期に今年は年2回取られるというのは、非常に画期的なことなのですか、それとも例年そのようにされているのでしょうか。

教育政策課長

過去で、事務局が中心になって行いましたのは、平成19年からでございます。今回、本市の傾向でありますとかそういったものをまとめることが中心ではございませんので、何よりも各校での状況把握、抑止、未然防止だと思っておりますので、例えばマークシートのような大規模な調査を考えているものではございません。あくまで、各校で実施していただき、その状況をこちらも把握したいというものでございます。

委員長

事務局の方で共通科目として、これだけは聞いておいてくださいということを設定して、各校で必要であればそれに足して調査するということですね。またそれを各校で集計して、必要があれば対策をしていただいてということになりますね。必要があれば教育委員会に報告していただくということか、それとも全部報告が挙がってくるのでしょうか。

教育政策課長

具体の方式まで詰めておりませんので、例えば傾向とかそういったものをグラフ化するであるとか、そういったことは現時点では考えておりません。

委員長

それが目的ではないですね。わかりました。大津の事件では教育委員会は何も知らなかったということもありましたので、できるだけそういう情報を把握する上でグラフにするとかではなくて、こう

ということが、細々とあるということで、情報を吸い上げるということとはするわけですね。今後お願いします。

今朝の朝日新聞に、いじめを無くすためにどうしたら良いかということで、最後に書かれていたコメントがやはり先生が把握するのは難しい、本人から言うのも本人のプライドもあって難しいと、一番は見ている生徒が、あれはいじめではないかと、被害者が困っているのではないかとということを先生に報告するということでした。先生に言いつけることが良くないことだというのではなく、非常に自然なことであるということを生徒に意識させるのが大事だというふうに締めくくっておりましたので、そういうアンケート等でも書いてから、また誰かに見つかったら困るということではなく、自然な気持ちで書くことができたかと私は思いました。また書かなくても、先生に報告することができればと思います。

他の方は、何かご意見はございませんか。

原田委員

いじめの問題は難しいですが、先生に報告して上手くいくなれば報告するでしょうけれど、たいてい上手くいかないと思います。学校としては当然いろいろと対策は立てないといけないし、いじめを苦に亡くなる子どもさんもいますし、いじめを受けてPTSDになってしまい同年代の集団に入れないということもあり、人生を棒に振るような子ども達も増えているので、形通りの対策では上手くいかないのではないかと思います。従来とは違った対策が何か必要なのかと思います。

教育長

大津の状況を見ていましたら、やはり早期発見・早期解決に努めていくということが言われています。子どもが先生に言ったら、ちくりだとか言われますが、それを乗り越えて何かやっていくということが、綺麗事ではなく、先生に報告することが決して間違っていないということを教育していくことが必要かと思いますが、果たしてどんなことが必要なのかと思うのですが。

原田委員

決め手は無いのですが、今回の事件でも学校としてはアンケートを取っても認めないわけです。今回いじめた3名については一切出てこないわけですが、本来はあの子達が一番責められるべきで、外国でもいじめは結構あって、外国はとにかくいじめっ子対策をしまして、ノルウェーやスウェーデン辺りは、オンブズマン法という法律を作って学校の中に大人が入って代弁するシステムを取っ

ています。

教育長

平成18年か平成19年に大阪市立大学の名誉教授であります森田先生が傍観者と仲裁者について、イギリスやオランダでの事例とを比較した研修があったと思うのですが、事務局で誰か内容について説明できますか。

教育政策課長

いじめ対応プログラムというものがございまして、6月の終わりから7月の初めにかけて、人権教育担当の指導主事と生徒指導担当の指導主事、それから児童相談課の指導主事で、ヒアリングのために各校へ回っているのですが、その中で対応プログラムの各校での活用、昨年度も周知はしてきたのですが、プログラムについて100%の使用状況ではございませんでしたので、今回は各校へヒアリングで回りながら使用状況を把握するとともに、今年度も必ず活用するよう指導も行っております。

教育長

事務局としての取り組みについては、今後どうしていったら良いかをもう少し内部で考えていきたいと思えます。

委員長職務代理者

先程、原田委員からありましたように、いじめた3人の子どもについては私も同じ意見なのですが、今回警察が学校に入って異例の事態だという報道がされております。子どもの心理と言うのは単純なもので、やってしまったらこういう事態に発展してしまうという、単純な思考が子ども達にあるように思います。私は、警察が入ってやられていることが、全国的にすごく大きな抑止の効果になっているなど感じています。やはり、今回のいじめの報告にありましたけれども、加害側の子どもに対する指導がどうされているかということ周りの子は必ず見えています。ああいうことがあの学級で起こった時に、学校の先生は加害児童にどういう指導をするのかということが、子ども達には見えていると思います。いじめがなかなか無くならなくて、先生も信頼されていないというような状況になぜなっているかと言いますと、恐らく加害側の子どもに対する指導が甘いからではないかと思っています。前回の報告でも8人でいじめたとか報告がありましたが、被害者の保護者と被害者本人を呼んで説明したとかいう報告はされましたけれど、加害児童に対しては、保護者へ連絡して家庭で指導してもらおうようお願いしたような報告でした。やはり周りの子どもはそれを見て、それだけで終わる

のかと思われると、必ずまた同じようなことが起こると思います。いつでもどこでも起こりうるようなことなのだと、子どもは認識するし、保護者もそういう認識をします。加害児童の保護者に対しても、きちんと責任を取らせないといけないと思います。未成年者ですから保護責任があるわけで、子どもが全部責任は取れません。今回の事件でも、保護者責任というのも今後必ず問われてくると思います。そういう身近な例で言いますと摂津の中でも、どこの学校でもどこのクラスでも加害児童に対する指導は子ども達から見て甘く見られるような指導になっていたらいけないと思うわけです。前回このような質問をしましたがけれども、今回も加害側に対する指導については報告がありませんので、教育委員会事務局もその辺りを押さえて、学校に甘さがあるならそこにメスを入れていかないと思いますし、抑止のためには必要なことだと思います。

溝口委員

今の意見は、全くその通りで私も賛成です。警察当局が入っても当然だというお話ですが、いわゆる暴行・恐喝等の刑事告訴されるまで、悪が増殖していったから最後の事態としてああいう事態を招いたわけです。警察当局まで入れるということは、これは学校現場・教育委員会としては一番恥ずかしいことです。そのために、平成19年に教育再生の決議がされました。具体的に言えば、懲戒であるとか、出席停止であるとか、学校現場・教育委員会が当然しないといけないことをやっていないから、悪がどんどん膨らんでいって、最後は警察へとなりました。その前に打つべきことをやっていないからああいうことになってしまうわけです。

委員長職務代理者

平成19年の当時は、いじめてる子を出校停止にするような措置を含めてあったわけですが、そういうことをしていないということです。子ども達が学校の先生達の対応が甘いということで、悪い意味で学習されてしまってると思います。だからあのようにエスカレートしてしまってるわけです。今日の新聞を見ていましても、いじめ罪という罪はないのですね。だから、警察もあくまでいじめのことと違って、暴行なり恐喝という別件で入っているという話ですよ。ね。

溝口委員

であっても、14歳というボーダーがありますから、加害の3人は中学生でお歳は何歳か知りませんが、そんなに上手いこと

原田委員

報道を見ていまして、それなりに進んできていると思います。86年ぐらいの報道はパニックのようなもので、長野県のいじめ対策チームの報道がやっけていまして、あれはなかなかで県レベルでいじめ対策チームを作って、市町村の中に入って対策をするというものでした。あの事例を見ても結局、ある子どもさんが亡くなったということで、学校ははっきり容認というのは確定できるはずなのに何年も争って、学校はいじめが無かったとして認めないし、その流れがあまり変わらないなと思います。私が予測しているのはNHKスペシャルでも放映されていましたが、いじめられた子達が学校に行って子ども達に直接訴えるという場面がありましたが、いじめられた方は相手をはっきり特定できるわけで、これから裁判が起こると思います。いじめた側は遊びでやっていますから何とも思っていないんですが、10年ぐらい経って裁判の訴状が挙がってきて、私の人生をどうしてくれるのかというようなことが起こってくるのではないかと思います。そこまでしないとなかなか解決していかないのではないかと思います。結局、大人の社会でもいじめはたくさん内在していると思います。いじめを肯定するような意見もあります。

教育長

報告書を見ていまして、いじめは無くならないと言われていす。社会や集団にあつては常に力関係と言うものがあつて、強い力の人と、弱い力の人とがいますので、いじめは常に起こると言われています。

溝口委員

現象的に言えば無くならないと思います。どんな社会でもいつの時代でも現象的にはあります。しかし、だからと言って致し方ないという立場には私は立ちません。

原田委員

致し方ないとは言っているわけではなく、訴えるべきだと言っておるわけです。学校はいじめた側をかばっています。そんなことはすべきではないし、だいたいいじめられたら転校しても良いと言うようなことはとんでもない話であつて、いじめた子達を転校させ、アメリカではいじめた子達の親子共々で教育プログラムに参加するというのがあります。そういったいじめっ子対策をしないとダメだと思ひます。

委員長

いろいろありまして、何かトラブルが起こった時に先生が親に話をしまして、そして親がわかりましたということで、それはいけないと言って子どもにちゃんと話をする親と、そこでうちの子は悪くありませんと言う親もいますので、先生としてはそこで手の打ちようがありませんということがあるので、原田委員がおっしゃったように親子でプログラムが必要だということも納得しますね。ただ、やはり学校の先生が親子でプログラムをするわけにはいかないの、何か他の別機関がする必要があるのではないでしょうか。

原田委員

それは司法関係です。やはり難しいのは、いじめる方が強いですし、人気者だということもあります。例えばこの事例でも、6人B～Gまで出ておりますが、その中に中心人物が入っているのかどうかわかりません。中心人物が手を下さないということもあります。

溝口委員

6年間の間、加害者6人は入れ替わりやっていたわけでしょうが、6年生の現時点で、この加害者は5年生以前はどうだったのでしょうか。

教育長

これを今回聞いてみたらいろんな問題が出てきていますので、これまでどういうことが起こってきたかは分かっているはずだと思います。事務局はそのことをもう一度調査していかないといけないと思います。

溝口委員

それを本来は、この教育委員会議の場でやる前に、例の検討委員会でやっておいてもらわないといけないことだと思います。

委員長職務代理者

不登校なんかでも、不登校に陥ったきっかけがいじめられたというのは結構あるかもしれませよね。

委員長

人間関係は非常に多いと思います。

委員長職務代理者

その程度具合と、頻度の問題もありますし、その子その子がどの程度の力を持っているかによって、不登校になるかならないかと言うケースもありますよね。

原田委員	いじめられたから不登校になったという子どもさんもたくさんおられますけれども、集団に入れず本当に人生を棒に振りますよね。
委員長	例えば、中学校ではクラブ活動で人間関係のトラブルが結構あると聞くのですが、クラブはチームでやっていくものですから、なかなかそれで上手くいかなくて、でもクラスでは上手くいくようになれば良いのですが、クラスでも部活のメンバーが居ると更に逃げ場無くて不登校にならざるを得ない子も居るのではないかと思います。いじめられていても、その子の味方になってくれる友達が居れば逃げ場があると思うのですが。
原田委員	味方になるといじめられるということもあります。
委員長	昔のように今は上手くいかないものですね。
委員長職務代理者	どう早期発見をしていくか、アンケートを取ることが時間を取るし大変だということであれば、簡単な自由記述方式の質問を3つぐらい作ってサッと配ってしまおうとかはいつでもできると思うのですが。
原田委員	よく目安箱というのがありますが、あのようなものの方が良いと言うことも聞きます。誰が言ったか分からないということで、とにかく自分が言えはいじめられますから。親に言わないで亡くってしまう子が多いのは、親に言ったら表面的には謝ってもらえるかもしれませんが、裏で何されるかわからないため余計いじめられると思ってしまう。親に言うことでいじめが更にひどくなるから言わないのです。死ぬ間際になっても親に言わないわけです。
教育長	アンケートについては、大津の例を見てても、記名・無記名とあって、無記名の回答が結構あったようで、記名の子どもに対してはいろいろと聞いたけれども、その辺の確認はどうしていくべきかということもあります。実際そこに出てきたというのは事実ということですから。
委員長職務代理者	無記名でも、先生は毎日子ども達を見ているわけですから、毎日観察しておれば無記名であっても、誰が誰をというのを特定できる

くても薄々わかるようなことじゃないかと思います。

原田委員

今、どの学年で誰がいじめられていて、誰がいじめているかに関しては、親はよく知っています。ただ、それに対して学校は手をつけないということです。

溝口委員

ただ、ほとんどの親は知っているという説明ですが、先程出ました森田先生の報告では加害児童の保護者は9割以上が知らないというものがありました。被害者の側についても7割以上の保護者は知らないという報告も一方であります。

教育長

日本は傍観者が非常に多いと言われており、傍観者も加害者であると言われていています。今日の話でご意見をいろいろといただきましたので、アンケート調査の中身を考えてみて、早急に手を打ちたいと考えています。森田先生の話はもう一度活用するように考えております。今日の話は森田先生のお話の中にほとんど出てきますから、もう一度整理して、次回はいじめについて、この1ヵ月どう対応していくかという方針を出して、ご報告したいと思います。

次世代育成部次長

次回なのですが、先程ありましたいじめの報告のA小学校の担当者と会う機会がございまして、この事後対応で教材を探したりしておりましたので、その後の対応等どうしているのか、追加報告させていただきます。それと、アンケートを2学期に実施ということであれば、来月には素案もお示しできると思いますし、このようなアンケートで状況把握をしたいということで、その事後対応であるとかその学校での話し合いがどうであったかとかを報告させていただいて、2学期からの未然防止に向けてこんなアンケートを考えていますということで、ご提案させていただいてまたご協力いただくということをお願いできたらと考えておりますがいかがでしょうか。

委員長

皆さんよろしければ、その方向で進めていただきたいと思います。本日の案件はすべて終了しました。これで第7回教育委員会定例会を終了いたします。皆様お疲れ様でございました。